

Title	女子受刑者の刑事手続きに関する(意識)調査から見た女性犯罪と女性法曹の役割
Sub Title	Female Crime and Role of Women Lawyers A Survey of Female Prisoner's
Author	中谷, 謹子(Nakatani, Kinko)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.1 (1976. 1) ,p.41- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760115-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

女子受刑者の刑事手続に関する（意識）調査 から見た女性犯罪と女性法曹の役割

中 谷 瑾 子

- 一 まえがき
- 二 この調査の方法と内容
- 三 調査結果の集計
- 四 調査結果の分析——わが国の女性犯罪およびその処遇上の特質——
 - 1 概 括
 - 2 個別分析（一）（一）般——女子受刑者に見られる女性犯罪の特質
 - 3 個別分析（二）（二）統過程——処遇上の特徵
- 五 女子受刑者に見られる女性犯罪者像と女性法曹の役割

一 まえがき

青柳文雄教授は、かつて上智大学法学部教授であられたところ、東京の中野刑務所における受刑者（成人の懲役囚および禁錮囚）と西ドイツのハメルン少年刑務所における受刑者の調査をして、昭和四三年に「受刑者から見た刑事手続（一）」、（二）」と題して、事実の認定、刑の量定および手続の適正の三項目についての調査結果を発表された（ジュリスト昭和四三年七月四〇一号および四〇二号所収、のちに「続犯罪とわが国民性」（昭和四八年）所収。）が、さらに、教授が慶應義塾大学法学部の専任の教授になられたのち、受刑者の訴訟手続に関する意識調査を、前回よりも広汎なアンケート項目にわたって実施されることになった。まず、初回は、昭和四七年一月二二日、青柳刑法研究会のメンバーに私と大学院生数名とが参加して、千葉県市原の交通刑務所でアンケート調査と面接調査が行なわれたが、私は、その後の結果分析研究会にも参加させていた。ついで、昨年は中野刑務所で、故意受刑者を対象とする同種の調査を実施されることになった際、人数が少なく全国的に調査可能と思われる女子の方を私が分担することにした。市原、中野両刑務所の調査結果はすでにジュリスト五二九号（昭和四八年四月）、五八四号（昭和五〇年四月）に青柳教授が発表済みで、後者には、女子受刑者中当時までに結果の集計が出ていた笠松刑務所の分まで報告されているが、そこには中谷が女子の分についての調査結果を報告する旨の予告がなされている。ただ私の個人的な事情で、今までその調査結果は未発表のままであつたので、その調査結果をまとめて教授の調査報告にタイアップさせると同時に、対象の特色に応じて、青柳教授の調査分析とはやゝ視点をかえて、女性犯罪研究の視点から、この調査によつてあきらかなし得たわが国の女性犯罪の特質・女性犯罪者の処遇および女性法曹、とくに被疑者被告人の段階を通じて直接的な接触の場をもつ弁護士と検察官とのかわりあい、女性法曹に対する被疑者、被告人、受刑者からのある種の評価をさぐり、同時に今後の役割の展望を行ない、国際婦人年を記念する研究の一端ともし、青柳教授への感謝の念をこめて、これを捧げるものである。

二 この調査の方法と内容

1 青柳教授が市原刑務所の交通受刑者について行なつた訴訟手続に関する意識調査は、施設側で事故内容等に関する詳細な調査が行なわれていたため、アンケートの分析にあたり、それがかなり比較参考になつた。また受刑者は、すべて、交通事故により禁錮を言渡された者、即ち、業務上過失致死傷罪を犯した者に限定されているが、それだけに意識調査も焦点がしぼられて得るところがあつた。中野刑務所の場合は罪名も表1のように二十数種におよび、犯行と訴訟手続に関する意識との連関性は稀薄化されたように思われた。また、右男子の場合の両調査は、何れもアトランダムに抽出された者について行なわれた⁽¹⁾だけでなく、対象者は前者は交通事故禁錮受刑者に、後者は二六歳未満で刑期一年以上八年までの処遇容易者に限定された。これは、分類拘禁の実施されている男子の場合当然のことといえる。女子の場合は施設数も少なく、人数も少ないので、全受刑者の調査も必ずしも不可能ではないと考え、中野刑務所の調査とほぼ同じ時期に矯正局と各施設の御諒解、御協力の下に調査を実施したほか、昭和四九年一月二〇日、青柳、中谷両研究会所属の女子学生中有志の八名が笠松刑務所を訪問し、罪種、刑期、年齢、入所度数、手続に関する満足度、女性法曹の関与の有無など、あらゆる観点から充分配慮された人選により、かつ本人の承諾を得たうえでの、一〇名の受刑者について面接調査を行なつた。他の施設では、施設職員(分類課および保安課の)の指導により、アンケート用紙への記入の方法によつた。

(1) 青柳文雄・「交通事故受刑者についての訴訟手続の意識調査」ジュリスト五二九号(一九七三・四・一)一三〇頁、同、「故意犯受刑者の訴訟手続の意識調査」ジュリスト五八四号(一九七五・四・一)一〇三頁。

2 アンケートは、主質問六頁、補充質問二頁、合計八頁にわたるが、その内容は、別掲「アンケートのお願い」のとおりである。そのうちⅢ―3および4、補充質問1―5は、男子対象者とは別に、女子の調査について追加した項目である。

女子受刑者の刑事手続に関する(意識)調査から見た女性犯罪と女性法曹の役割

三 調査結果の集計

調査結果を、論述の都合上、アンケートの質問番号順ではなく、手続の順序および関連項目毎に再編成したものが別表1～14である。

四 調査結果の分析—わが国の女性犯罪およびその処遇上の特質—

1 概 括

わが国の成人女子の矯正施設は、四刑務所（栃木、笠松、和歌山、麓）、一女区（札幌）および東京婦人補導院であるが、女性犯罪の増加が喧伝されているわりには、施設内処遇を受けている者が少ないことに驚かされる。すなわち、昭和五〇年版犯罪白書によれば、昭和四九年度の刑務所、拘留所の一日平均収容人員は、女子の場合一、〇三九人であるが、これは、未決拘留を含む数であつて、昭和四九年度の女子の新受刑者は四六七名にすぎないし（表15参照）、補導院入院者も僅かに二七名にすぎない。⁽²⁾これに対して、本調査にこたえてくれた者は、総計六六〇名である。これは、もとより、受刑者総数ではないとしても、処遇上調査対象とすることが著しく不適切、不能と判断された例外的場合をのぞき、可能なかぎり記入してもらつたもので、そのかぎり、女子受刑者の意識、実態調査としての意味のあるものと考ええる。

（1） 婦人補導院は、昭和三年の発足当時、東京、大阪、福岡の三カ所に設けられたが、最近の収容者の激減のため、大阪婦人補導院は昭和四六年三月から、福岡婦人補導院は昭和五〇年四月から三分の二の間の収容業務を停止し、現在業務を継続しているのは、東京婦人補導院だけである。

（2） 昭和五〇年版犯罪白書二〇八頁、II—74表参照。

前述のように、この調査は青柳教授の調査とタイアップして行なつたもので、ここでは男子受刑者の代表として中野刑務所での調査結果をならべてみることにした。しかし、ここに掲載の1～14の表について、男性対女性として同一次元で単純

な比較をしてはならない。中野刑務所はいわゆる收容分類上A・Y級であるから、收容者は原則として二六歳未満の成人で(Y)、犯罪傾向の進んでいない(A)処遇容易者で刑期一年以上八年未満の者に限定され、しかも調査対象者はアトランダムに選ばれたわずか一〇二名(男子新受刑者は毎年約二万五、六千人、昭和四九年度は二万五、七二八名であつた表15参照)。したがつて後述のように、年齢構成、罪種(種類および比率)の点で単純比較ができないばかりでなく、回答記入にさいしての問題に対する理解度にかなり隔りがある。これは男女受刑者のIQ指数(表16)の示すように準正常といわれるIQ八〇以上が男子五五・九パーセント(とくに中野刑務所の場所は平均値を上まわつてIQ八〇以上が大多数のこと一五〇年一月二〇日調べ)に対し女子は僅かに二七パーセントにすぎず、アンケートの記入に際し、職員の懇切な指導にもかかわらず問題を理解できなかった者(質問方法にも反省すべき点はあるが)も多く、とくに共同被告人に関する質問については、個別的に連絡のとれた笠松、栃木両刑務所以外は、回答を集計、分析することを断念せざるを得なかつた。表19の空欄は、それをあらわしている。

その他、アンケートの各項目は相互に関連して統一的な意識内容がとらえられるよう配慮されているにもかゝらず記入された回答は意識の分裂としか解されない場合も多く、結局アンケートの相互関連の意味を集計することはできず、アンケート項目ごとの単純集計に甘んじなければならなかつた。その意味で本調査の結果として表示したものは残念乍ら曖昧因子を一切排除した、厳密な統計数値とはいえず、しかも前述のように男子受刑者一般の調査はまだないので、男女の本来の比較もできず、たかだか大体の傾向を示す程度のものであることをあらかじめ明確にしておかなければならない。

(1) たとえば弁解の認否、自白の有無、とくに否認と事実認定の正誤、裁判の公正との相互関連における矛盾回答など。

2 個別分析（一）（一般—女子受刑者に見られる女性犯罪の特質）

2—(1) 年齢と罪種

2—(1) a 女性犯罪が、年齢分布において中高年層の占める率が高いことは論証⁽¹⁾済みであるが、この点は表—1に明らかであり、対象者と四九年度女子新受刑者における比率はほぼ同じである。中野刑務所の対象者は二六歳未満であるから比較資料とはならず、カッコ内の昭和四九年度新受刑者の年齢比と比較して、あきらかである。

2—(1) b 暴力犯が女子に少ないことはむしろ当然であるが、ここで昭和四九年度女子新受刑者の比率と対象者（女子）を比較してみてもとくに注目されるのは窃盗、殺人、特別法犯である。窃盗および特別法犯は新受刑者が多いのに対して殺人犯は新受刑者比が男子のそれ（二・七パーセント）に比べて多いとはいっても、三倍弱の七・三パーセントであるのに対し、施設内対象者は一九パーセントに上る。これは刑期の長短によるものであることは明らかである。

(1) 中谷：「女性犯罪とその刑事政策」八木正之編刑事政策原論（昭五〇）三六五頁、昭和五〇年版犯罪白書八六頁および八七頁—43表参照。

2—(2) 入所後経過期間

表—2において中野刑務所における調査対象者が入所後六カ月以内が八四・三一パーセント、分類中の者が七七・四五パーセントの高率を示しているのは、もっぱら中野刑務所の分類センタ¹としての機能によるものと解せられる。

2—(3) 犯罪動機

犯罪動機（表—3）においては男女別犯罪者の個人的関係を明示していることが注目される。対象者中財産罪の罪名の者は合計四四・一九パーセント（表—1参照）であるから、犯罪動機中利欲をあげた者が三八・四六パーセントと第一位を占めるのは当然であるが、関連性の強いと認められる家族関係と愛情関係の合計が利欲を上まわるのは極めて注目に価する。女性犯罪の特色の一つは被害者を身近に求め、行きずりの犯罪は少ないことにあるが、表—3の犯罪動機⁽¹⁾の分析はまさにそ

の原因を検証するに充分であるといえる。犯罪女性にとつて、家族関係や愛情関係は常に最大の関心事なのである。

(1) Ann D. Smith, *Women in Prison. A Study in Penal Methods*, 1962, pp. 23~25, O. Pollak, *The Criminality of Women*, 1960, p. 13.

2-4) 罪の意識調査(表-4)

アンケート番号1-8、a-gの項目には青柳教授が木村敏氏の「人と人との間」(弘文堂)六四頁にある罪の意識の分類を参考にして作ったものを借用した。青柳教授は笠松刑務所でのアンケート結果について、cが多いのは女性がより家庭的で年齢も中野より高いからであろうとされ、またfが相当数あるのは意思決定の弱さを物語るものであろうし、またgは女性ばかりであることが注目される⁽¹⁾としておられる。e、fが中野に殆どなくて女子にある程度認められるのは、女性の特性というだけでなしに、罪種にもよるのではないだろうか。すなわち、ぎりぎりの土壇場まで追いこまれて犯した殺人などは家庭の平和、自分の将来のためやむを得なかつたという正当化の反面、宗教的な罪の意識を伴うことになるのではないかと考えられる。いずれにせよ、中野と女子を比べてaとcとの順位が逆転していること、eとgに有意差があることが注目される。

(1) 青柳・前掲ジュリスト五八四号一〇四頁。

2-5) 受刑者の出所後の予定

出所後の予定に関するアンケート結果をまとめたのが表-5である。中野の調査結果を男子の代表とすることができないことはくりかえし述べたところであり、したがってここでも単純な男女比として論じるわけにいかないが、女子の場合家族のもとに帰る予定の者は和歌山が最高で約八パーセント、最低が栃木で約六七パーセント、平均七三パーセント強で、中野よりはかなり低く、それだけ保護を頼ろうとしている者が多いことが注目される。これは、愛情関係や家族関係に犯罪

原因があるとする者の多い（表—3）女子受刑者の場合、犯行によつて家庭が破壊され、帰るべき家庭を失ひまたは長期の科刑を理由に既婚者は夫に離別される場合も少なくない（男子受刑者の場合は家族とくに妻は夫の出所まで待つが、夫が妻を待つ例は少ない）ことによるものと思われる。

出所後仕事ありと答えた者が女子の平均で六三・六四パーセントあるという数値は、昭和四九年度女子新受刑者の犯時有効職者が三一・五パーセントであつたことと対比して理解し難い。施設内で職業訓練の成果が上つているとしても犯行時と出所時で二倍以上の開きを生じるとは考えられない。おそらく有職者率は正式に職業についていた者の比率であるのに対し、アンケートの答えはアルバイト的なものを含むのであろう。

（1）これは中谷が女性犯罪と刑の量定に関する研究に際し、昭和四〇年から四一年にかけて全国女子刑務所を訪問して分類課の受刑者身分帳を調査した結果による。

（2）昭和五〇年版犯罪白書一七六頁II—49表参照。

3 個別分析（二）（手続過程—処遇上の特徴）

3—(1) 逮捕、起訴の手続（表—6）

逮捕については中野の場合、六〇パーセント強が逮捕状による逮捕で、現行犯逮捕の倍以上となつてゐるのに対し、女子の場合は平均していずれも約四〇パーセントであること、逮捕されず（c）が女子は中野の倍以上あることが注目される。

3—(2) 弁解の聴取

捜査官が弁解をよく聴いてくれたかどうかについては、女子の場合殆ど聴いてくれなかつたとするのは僅かに一三パーセント強で、三一パーセント強の中野よりも遙に少ないのは、起訴率（昭和四九年度起訴率は、女性四三・七パーセントに対して男性は六三・七パーセントである。昭和五〇年版犯罪白書八五頁I—41表参照）、起訴猶予率（同じく女性五三・四パーセント、男性三一・四

パーセント、前掲犯罪白書による）とも関連、対応するもので、執行猶予率（昭和四八年度のそれは女性七五・四パーセント、男性五六・七パーセント、前掲犯罪白書八六頁——42表参照）と共に、司法手続の過程を通じて女性は寛大に取り扱われていることを示すものと解してよいであろう、この点は起訴に際して、身柄不拘束のまま起訴された者が、女子の場合、A・Y級の中野よりも多い点にも共通していると解されるが、反面、それは女性なるが故にという形式、外形上の理由だけによるのではなく、犯行動機、犯罪手段、ならびに本人の従順さといった実質面での女性犯罪者の特性に由来するものと思われる。ただ、今一つ注意すべきは、この種の手続面についてのアンケートになると「無回答」が中野に比べ、女子に多いことである。

3—(3) 黙秘権・自白

表—7は捜査段階から公判にわたる黙秘権、自白に関するアンケートの集計である。

3—(3)—a 黙秘権を知っている者は中野ではほと九〇パーセントに達しているのに、女子の平均では八〇パーセントをわる。知らないと答えた者の比率は中野とあまり変らないものの「無回答」が約一二パーセントにも及ぶ。知らないと答えた者の比率は、施設ごとに五・五五パーセント（和歌山）から一八・五五パーセント（笠松）までかなりの較差が認められるが、「無回答」比も一・六一パーセント（笠松）から二五・五三パーセント（札幌）までのきわだつた較差があり、しかも札幌を例外として、四刑務所では、両者の合計がほぼ等しい二〇パーセント前後であることも注目される。無回答のなかには記入もれのあることも考えられるが、大多数は黙秘権というものを知らない場合であると解してよいであろう。そのように解して誤らないとすれば、さらに、施設内処遇の女性犯罪者の知能の低さが原因で黙秘権を知らないのか、それとも知能度というよりは女性の一般的な社会的無関心ないし権利意識の稀薄さに由来するのか、問われるべきであるが、本調査から判定することはできない。

3—(3)—b 自白が証拠の女王とされた時代はすでに遠い過去のこと、今日では、自白が唯一の証拠として有罪とされ、

刑罰を科せられてはならないと憲法に規定されている（憲三八条）ものの、自白は捜査の端緒を開き、有罪判決に至るのに決定的な役割を果たすことにそう変りはない。この調査で知るかぎり、自白した者は、全部自白した者だけで八六パーセント強、一部自白を含めると九四・五パーセントにも上り、自白しない者は僅か数パーセント、しかも中野と女子の平均に殆ど差が認められない。そればかりではなく、自白の九〇パーセント以上が警察段階でいち早くなされていること（単に自白者の比率だけでなく総数比でも九〇パーセント以上である）、自白原因も(Ⅱ)(Ⅲ)にやや顕著な差が見られるものの、男女犯罪における共犯率、累犯率とも関連するものと思われる。その他の(i)~(Ⅳ)までの自白原因については、中野と女子の平均とで殆ど較差はない。青柳教授の前掲の昭和四三年の中野刑務所での調査では懲役囚、禁錮囚合計五四二名中警察署で自白した者は全部自白、一部自白を併せて四六五名で八六パーセントであり、むしろ警察での自白率は上昇したといえる。青柳教授がヨンプルト講師を通じてH・ウェルツェル教授その他の協力を得て、西ドイツハメルン少年刑務所の受刑者三三四名中一名について調査された結果では、自白は警察段階で一部自白を含めるとすでに一〇一名中、九二名、九一パーセントで、否認は七名で〇・七パーセントにすぎないことが報告されている。⁽²⁾調査対象が少年であるから、勿論単純比較はできないが、自白率で彼我にそれほど有意差があるとは認められない。青柳教授の引用されるアメリカのアレインメント有罪率も、徹底した当事者主義訴訟構造のアメリカにおいては、時としてアレインメントが取引に供されることを考えると、わが国流の自白と同次元では比較し難いように思われる。したがって、国民性から自白率を推計することは、あるいは可能であつても、国際的に、自白率を厳密に比較する資料は現在のところまだ整つてはいない。むしろ注目すべきは自白の原因で、改心と被害者に申訳ないからの二つがズバぬけて多く、証拠をつきつけられるとか、共犯者の自供など外部的客観的な原因によつて決定づけられたものではなく、主観的、主体的かつ積極的な原因によるものが多いことが注目される。

(1) 青柳・『受刑者から見た刑事手続』(ジュリスト四〇一号(昭和四三年七月一日)、のちに続犯罪とわが国民性(昭和四八年)二七九頁。

(2) 青柳・「受刑者から見た刑事手続」―西ドイツ受刑者との比較―ジュリスト四〇二号(昭和四三年七月一五日)のちに続犯罪とわが国民性二九八頁。

(3) 青柳・前掲続犯罪とわが国民性二九四頁参照。

(4) たとえば有名なマーチン・L・キング牧師殺害事件における被告人レイの有罪答弁も、それをしなければ電気椅子にかけられると信じてなされたものという。佐藤欣子・取引の社会、アメリカの刑事司法(昭和四九年)五六頁以下参照。

3-4 事実認定・量刑

表18は第一審における事実認定と量刑に関する集計結果を表示したものである。

3-4-a 裁判における事実認定について、全部正しいとした者は、麓、笠松のようにほぼ六〇パーセントにのぼる高率のものもあるが平均するとようやく半数であるが、一部誤っているという回答は、大たいにおいて正しいという意味であると解することができるものとして、両者を合算すれば、八〇パーセント以上になる。全部誤っていると答えた者は、栃木の一〇名が目立つが、それ以外は極めて少なく、大部分誤っていると答えた者を合せて約六パーセントにとどまる。これを青柳教授の前掲四三年調査と比較すると、後者では懲役、禁錮受刑者調査対象総数五四二名中、全部正当とした者は二八七名で約五三パーセント、一部誤りとした者は計二一九名で約四〇パーセント、全部誤りおよび大部分誤りとした者は、合計二六名で四・八パーセントであつた。⁽¹⁾中野刑務所での調査は、四三年と四九年とで全部正しいとした者と一部誤っているとした者の比率が逆転しているが、トータルにおいてほとんど同じであるのに対して、女子の平均ではそれを下まわっているが、これは無回答比が和歌山のほど二〇パーセントを最高として平均一二パーセントをこえていることによるものであることを考慮すべきであろう。たゞ全部誤り、および大部分誤りとした者が四三年調査では五パーセント未満であつたのが、四九年中野で六・八六パーセント、女子の平均で六パーセントといくらか高率になつていることが注目される。

(1) 青柳・前掲書二七八頁参照。

女子受刑者の刑事手続に関する(意識)調査から見た女性犯罪と女性法曹の役割

3—(4)—b 青柳教授は、事実認定について全部正しいと答えた者の大多数は、弁解をよく聴いてくれたか大体聴いてくれたと答えている点を指摘して「被疑者、被告人の言い分を聴いてやるのが、事実の認定に大きな影響を与えていることを知ることができる」としておられる（前掲ジュリスト五八四号一〇四頁）。IV—9の質問はこれに関する。

裁判所で被告人自身が満足できるほど充分発言できたとしたものは中野で約四分の一、女子の平均では四分の一に満たない。約半数の者はいいたいこともいえずに終つているが、弁護士が代弁してくれたとする者が女子の場合は過半数で、弁護人もいつてくれなかったという者は、中野で約三〇パーセント、札幌、麓でもほとんどこれに匹敵する数値を示すが、それ以外は一〇パーセントに満たず、施設間にバラつきが見られ、最低の栃木（五・八三パーセント）と最高の札幌（二七・六六パーセント）とでは二〇パーセント以上の差がある。しかしこれは、必ずしも有意差とは認められない（表—12参照）。

3—(4)—c アンケート番号Ⅲは量刑に関する。量刑は被告人（受刑者）にとつて、最大の関心事のほうであるが、ここでも予期以上に無回答が多かった。ここで注目されるのは、量刑が重すぎるとした者が、中野では懲役囚の場合四三年調査も四九年調査もともに約四七パーセントであり（禁錮囚の場合は約五八パーセント）、西ドイツのそれも（不明を計算に入れても）五一・四九パーセントと高率であるのに対して、女子の平均比率は四〇パーセント未満で、かなり下まわること、および、反対に軽いとするものが男子の場合数パーセントにすぎず、とくに中野四九年調査および西ドイツの少年の場合一パーセントにも満たない（青柳・前掲書二九九頁には一パーセントとあるがこの場合も不明を加算すると〇・九九パーセントにとどまる）のに対し、女子の場合は最低でも八パーセント以上、最高は一七・〇二パーセントに至ることである。しかもⅢ—2では無期または死刑という最高刑を相当とする者さえ栃木と和歌山に各一ある。刑が重すぎる、とくに実刑では重すぎて、執行猶予を相当とする者は総数比で中野が約二〇パーセントであるのに対して女子の平均は九・〇九パーセントで半数であり、量刑不当と回答した者の内数比では中野の四二・〇八パーセントに対し女子の平均は一八・四六パーセントときわ立って少ないもの

特徴的である。これは、女子の受刑者は、高率の起訴猶予率、執行猶予率の間をぬつてえらばれたいわばえりぬきの犯罪者であるから、中野刑務所の受刑者とは同一に論ぜられないとしても、量刑に際しての参考になるものと思われる。

3—(4)—d 女性犯罪の情状については、とくに女性固有の生理が酌量事情として主張されることが多い。アンケート番号Ⅲ—3は生理事情を問い、同4はその主張が量刑に際して考慮されたかどうかを問うものであつた。設問にあたつては、単に生理だけでなく、妊娠、妊娠中絶等も女性の精神状態に影響するところがあるので、その点も併せ問うことにした。そのような観点から、生理的に特記すべきものと記入したものは五施設合計三一一名で、調査対象総数の四七パーセントに達した。そしてそれらの生理的条件が量刑に際して考慮された者が七七名で総数に対し約一二パーセント、生理的条件を主張した者全体の約二五パーセント、全く考慮されなかつた者の方が多くて、合計一二六で総数比一七・九八パーセント、主張者内数比三七パーセントである。つまり女子受刑者の約半数は女としての身体的条件を活用、主張し、そのうち四分の一は量刑上も考慮されていることがわかる。

3—(5) 証人の証言および共同被告人の供述の真偽

証人の証言および共同被告人の有無およびそれらが真実を述べたかどうかは事実認定にも影響があるだけでなく、とくに宣誓の保障や反対尋問の吟味の有無等の差により供述内容の真偽に差があれば、とくに共同被告人について弁論の分離も必要となるわけで、その点を検証しようとするのがアンケート番号Ⅳ—7および8であり、それを集計したものが表—9である。

3—(5)—a 証人尋問の有無については、過半数が有と答え、また証言内容の真実性については中野でも女子の平均でも七〇パーセント以上が真実を述べたとしている。この調査でも「無回答」は女子に多く、とくに札幌に多いが、反対尋問の項目は、一般受刑者にはとくに理解が困難であつたらしく、札幌にいたつては九四パーセントが「無回答」で、殆ど

アンケートの意味をなさない。共同被告人に関する調査は、共同被告人と共犯者との混同などが見られ、結果についての信憑性を保証しえなかつたため、笠松と栃木の分の集計にとどめたことは三―一に既述のとおりである。この両刑務所と中野刑務所の分とを比較すると、証人の証言の真偽と共同被告人の供述の真偽に対する回答には一応、三刑務所に共通して前者は真実とするもの七〇ないし七六パーセント、虚偽を述べたとする者一四ないし一八パーセント、後者は真実が五七・五ないし六三パーセント、虚偽二六ないし三〇パーセントで、共同被告人の供述の方に虚偽が多いことになる。もつとも、青柳教授は、四三年の調査を分析して、共同被告人の供述の真偽については「証人の証言とくらべて虚偽が多いといふことはいえない。」（青柳・前掲書二九二頁）としておられるが、四三年調査についても今回の調査集計と同一条件で、つまり情状証人（公判廷で被告人が自由している場合）と犯罪事実の証人（少なくとも一部事実を争っている被告人に関する証人）とを区別しないで証人尋問に関するアンケートを分析し直してみると、証人尋問が行なわれたという懲役囚一七四名中証人は正直だつたとするものが合計一二〇名で六〇・九七パーセント、嘘をいつたとするもの四四名で二五・二九パーセント、禁錮囚の場合は同様にして一五八名中証人が正直であつたとするもの一一七名で七四・〇五パーセント、嘘をいつたとするもの三一名で一九・六二パーセント、平均七一・三九パーセント対二・五五パーセントであるのに対し、共同被告人の供述については、懲役囚では、共同被告人があつた者一一八名中、共同被告人が真実を述べたとする者八一名で六九・四九パーセント、真実を述べなかつたとするもの三〇・五一パーセント、禁錮囚の場合六四・二九パーセント対三五・九一パーセントで、平均六八・九四パーセント対三一・〇六パーセントであるから、やはり証人の証言の方がやや信頼度が高いといえなくもないが、有意差が認められるほどの差があるとはいえず、また設問、記入方法にも問題があつたので、さらに別の機会に調査検討することとし、さしあつては即断をさけたい。

表10は、上訴の手續とその結果に関する集計である。これによると、女子受刑者のうち約八〇パーセントは第一審で裁判が確定した者であり、被告人控訴は一七・一二パーセント、検察官控訴が二・五八パーセント（合計一三・〇名）で、その成行きは、控訴棄却が過半数で、原判決破棄は二三・〇八パーセントである。第二審で確定したのは七三名で、残りの五四名は被告人が上告し、他に検察官によつて三名について、上告され、うち四七件（八二・四六パーセント）が上告棄却、四件が原判決破棄となつてゐる。中野四三年調査では第一審で確定のものが懲役囚三〇七名中一八一名で五八・九六パーセント、禁錮囚二三五名中一〇〇名で四二・五五パーセントであつたのと比較すると女子の場合、費用と時間をかけて争うことを諦めて服役する率は男子よりもかなり高いといわなければならない。これは女性の社会・経済的地位や法服従性の故にあえて争おうとしないことのほか、起訴や刑の執行に至るまでの処遇が女性の場合、結果的に寛大であるために、実刑を言い渡された者は、多くはその判決をやむを得ないものとして納得する場合が多いことも与つて力があるように思われる。

(1) 青柳・前掲書二九二頁参照。

3-7) 全体としての手續の公正・迅速性

全体として、裁判手續は公正に行なわれたかどうか（I-9）、迅速性はどうかであつたか（IV-11）、刑の執行までの期間（IV-12）についてのアンケート結果をまとめたのが表11である。裁判の公正、人權の尊重については、女子の場合概して妥当と認め、不満が少ないという結果であり、裁判の遅速性については、過半数は起訴後三カ月以内に判決の言渡を受けており、一年をこえるものは、中野で僅かに四パーセント未満（四人）、女子でも平均七パーセント未満にすぎないことは、むしろ意外であつた。これに反して、執行までの期間が三カ月以内と答えた者が中野では大多数であつたのに対して女子の比率はそれよりかなり下まわり、一年以上経過してから執行されたものが五パーセント以上もあることが注目される。これは、女子の場合生理的、家庭的事情（出産、育児その他）を考慮して検察官が執行の指揮を遅らせる場合があること、執行時

に在宅率が高いことに対応してそれだけ執行がおくれになることなどによる。

3—(8) 弁護人の選任・活動

3—(8)—a 表—12は弁護人に関するアンケートの集計である。捜査段階における弁護人の活動は、接見交通を通じて行なわれるはずであり、弁護人に対する不満の理由として面会に来てくれないとするのかなりの比率（中野、女子平均とも三七パーセント強）を占めるが、中野では三回以下が六〇パーセント以上で、とくに一回かぎりというのが最も多く、面会に来てくれないという不満が裏づけられているが女子の場合は無回答の比率が高いため、中野ほど明確な数値は得られない。たゞ三回以下が比較的多数で、四〜六回は減少し、七回以上がまた上昇している。接見時間について注目されるのは、女子の方が長くなりがちなこと、これは、女子の場合感情的で分析力に劣りしかも饒舌な傾向をあらわすものと思われる。

3—(8)—b 弁護人が私選か国選かは、第一審では中野・女子を通じてほぼ半数であるが、第二審では、私選の比率が圧倒的に高い。にもかかわらず満足度は一、二審を通じて大差のないことが注目される。なお、女子の場合、弁護人の活動に満足している者が一、二審を通じてほぼ五五パーセント、不満としている者が同様四〇パーセント弱で、満足している者が過半数であるのに対して、中野では逆で、ことに二審での弁護人に対する不満を訴えている者は満足している者のほど二倍である。さらに交通事故禁錮受刑者になると私選弁護人でも不満は満足の二倍、国選弁護人の場合は三倍以上と不満がふく[↑]れる。これは過失犯につき、執行猶予への期待に反して実刑を言渡され、その責任は弁護活動の不充分によると解することによるものと思われる。このようにすべて単純平板な比較はできないが、比較的不満の少ない女子においても、その不満の内容としては、証人申請、反対尋問の方法、起訴事実の研究不足という弁護活動自体、法廷技術を働いている点では中野（男子）と同じで、弁護士に対するかなり痛烈な批判となつていることに留意する必要があるといわなければならないであろう。

(1) 青柳・前掲ジュリスト五二九号一三三頁表XIII参照。

3-9) 検察官・弁護人の男女別

表13は訴訟当事者としての検察官と弁護人の男女別とこれに対する女子受刑者の感想を集計したものである。女性法曹は裁判官が二、六九六名中五六名(二・〇八パーセント、昭和五〇年一月一日現在。但し刑事専住は八名にすぎないので今回の対象から除外)、検察官一、二〇四名中一九名(二・五八パーセント。同十一月一日現在)、弁護士一万四八〇名中三二四名(三・〇九パーセント。同二月二日現在)で、女性法曹の絶対数が僅小であるため、女子受刑者の刑事事件に関与した女性法曹に対する調査を数値で示すことは、かえつて誤解を招くのみと思われる。数値としてある程度意味を付与してよいと思われる男性検察官、弁護人についてみると、女性の刑事事件に関しても男性検察官、弁護士とくに不都合はないと見てよいこと、検察官について、男性なので起訴求刑が軽いとしたものが一七パーセント弱に対して「いいえ」と答えた者は五六パーセント弱であるが、女性検察官について、女性なので起訴求刑が重いと答えた者が半数であつたのに比べて、右の「いいえ」という答えは、軽いとはいえないというだけで、男性検察官であるために重かつたというものにかぎらないから、いちがいにいいないが、起訴されることに對しては女性の起訴猶予率の高さと比較して、「重い」という実感をもつて受けとめられるのではないかと思われる。女性法曹でも検察官については、女性だからといつてとくに話しやすくもなく、また理解して貰えたといえず却つて検察官が女性であるために起訴・求刑が重いと恨みが多いのに対し、弁護人については話し易く、理解して貰え、弁護活動としても充分とする者が多く、評判がよい。役割のちがいにによるが、同性なるが故に女性検察官への期待、甘えが働き、それが叶えられなかつたことからの不満と見ることもできる。

3-10) 感想

アンケートは、最後に質問Ⅳ-18項目として、警察官、検察官、弁護人、裁判官に対する感想を記入して貰つた。その感

女子受刑者の刑事手続に関する(意識)調査から見た女性犯罪と女性法曹の役割

想の有無を表示したものが表―14である。これはとくに記入が困難だったようで、記入指導にあたつて施設側の多大の御協力を得た。それにもかゝらず女子の場合は必ずしも多くの感想は寄せられなかった。女子の五施設の中でもつとも回答率が高く、かつ一〇人に対する面接調査も許された笠松を代表として、注目すべきものを拾ひあげてみると以下のとおりである。

①警察官について a 不満を述べた者一五名、自白をしないのに自白をしたということで調書を作成されたというのを始め、調書作成の方法に関するもの三、前科のことで婦警が勤務先まで調査に来て勤め先をやめざるを得なかったというのを始め、前科の取扱いに関するもの二、被害者の被害届が実額を上まわるのに十分調査せず、被害者だけを信用するのは不当とする者二など。

b 警察官に対する感謝を述べている者も一三名あつた。出所したら元気な姿を見せてほしいと励まされたとか、家族への思いやりに感謝しているとか、人情話が多い。

②検察官に対して 検察官に対する不満も一五。表現は全くバラ／＼であるが、要するに否認事実でも何でも状況判断その他によりあたまから決めつけられたという取調べの適正に関する不満が最も多く六、さらに面会を条件に、自白が取引されるとか拘置所内で同房者より「検事に金を渡した」という話を聞いて感じた取調べの公正さに対する不信が二、その他証券その他犯罪事実に関する認識不足を指摘するもの二などが主なものである。これに反して検察官に対する感謝としては四名が記入しているが特記すべきものはない。

③弁護士に対して 国選、私選を問わず、より強い弁護活動を望み、とくに金銭欲に左右されることを不満とする者（四名）が目立つほか、結局弁護士は必要ではないとする者など不信感も強い、これに反して感謝する者も多く（二一名）、なかに国選弁護士に対して感謝する者や三〇回以上も面会に来てくれたとか、本の差入れをしてくれたことを感謝している者

もいる。

④裁判官に対して 量刑、手続の迅速性に関するものを含めて、一七名が裁判官に対する不満を述べている。量刑が重すぎる三、被告人の言い分や、母としての気持や女の気持を十分とり入れ理解してほしいとする者三など理由は種々あるが、とくに量刑の地域差を指摘し、地域差をなくし、公平な基準の設定を希望する者が多い(四)。また裁判の遅延に対する不満は二名であつた。

⑤面接調査の結果 前述のとおり、笠松での面接調査に応じてくれた者は一〇名であるが、刑期一五年の長期受刑者でありながら警察官、検察官とも十分親切で、捜査、公判の全段階について満足している者もいるものの、とくに判決言渡時に弁護人が在廷しなかつた(欠席)ことに對して強い不満をもっている者が二人いたことが印象に残つた。

五 女子受刑者に見られる女性犯罪者像と

女性法曹の役割

1 本調査の調査方法の瑕疵についてはすでに明らかにした通りで、こゝに示された結果は必ずしも科学的に確定的なものとはいえない。しかし、よくも悪くも上述によつて女性犯罪者、とくに女子受刑者像はかなり明確化することができたといつてよく、従来の女性犯罪者に関する仮説ないし定説がたとえ年齢構成、犯罪動機、罪の意識などのアンケート結果において実証され、また、刑事手続の過程において女性が寛大に扱われていることは、罪状、性格等によるにもせよ、結果的に起訴猶予率、執行猶予率の高率という形で顕著であるだけでなく、捜査段階で弁解をよくきいてもらい、ほとんどきいて貰えないのはごく少ないという形でも検証され(表―5)、裁判の公正、人權の尊重の面でも女性刑事事件の方が有利で、しかも執行の時期も事情考慮が行なわれる傾向のある(表―10)実態も明らかになつた。

2 本調査では、はじめて女子受刑者の刑事事件と女性法曹とくに検察官と弁護士とのかゝわりあいに関する調査を試み

た。女性法曹自体極めて少なく、調査対象女子受刑者六六〇名中女性検察官の担当は一〇名、女性弁護士への弁護をうけた者は一九名にすぎないため、この調査から結論をひき出すことは危険で、これをさし控えなければならないが、男性検察官や弁護人がとくに不都合とはいえない点で法曹は一般に信頼に足る存在であるということが立証された反面、裁判官に対する感想として、母として、女としての気持ちに対する理解がないという不満が述べられていたこと、女性弁護人は女性であるために話し易く、理解して貰え、しかも弁護活動も充分であつたとして高く評価するものが多数であつたこと、これに反して女性検察官に対する対応は必ずしもよくないことは、今後の女性法曹の役割を考えるうえで示唆するところがあるように思われる。数少ない女性法曹ではあるが、刑事の裁判官としてもとくに合議制のメンバーとして活躍が期待されるし、弁護士としては同性の刑事事件を積極的にひきうけることが望ましい。これに対して女性検察官に対する対応が必ずしもよくないことは、検察官に対する個別―具体的な評価というよりは、むしろ、検察官の役割に対する一般的―抽象的の反感と同性に対する甘えの期待に応じて貰えなかつたことに対する失望からひき出された結論、いうなれば女性特有の心理構造によるものといつてよく、その意味では、少なくとも女性の刑事事件だから女性検察官をという特別な職務分担上の配慮をする必要はないように思われる。

（一九七五・一一・三〇記）

付記

* 今回のアンケート調査については、これを許可して下さつた矯正局ならびに、とくに労をいとわず全面的に御協力下さつた各施設長、担当職員の方々に紙上をかりて心から感謝の意を表する。また、その集計に関しては大学院法学研究科修士課程二年在籍の安富潔氏が中心となり、その指導の下に中谷研究会の学生有志が協力を惜しまなかつたことを特記して感謝の意を表する。

* * 本稿執筆後明らかにしえたところによると、このほかに民事・刑事兼担の女性裁判官が五名おられるとのことである。

アンケートのお願い

このアンケートは有罪の言渡しを受けた罪の内容と手続についての研究のためにおこなうもので、係官の援助はうけませんが、今後あなたの処遇には全く影響がありません。あなた方の御協力で捜査と裁判が少しでもよく行なわれることを期待して御協力をお願いするのです。

御協力を感謝いたします。

青柳研究会
慶應義塾大学法学部
中谷研究会

《記入のしかたについて》

アンケートは必要なところに○をつけ、_____のある部分については書きこんで下さい。

氏名は書く必要はありません。

I 一般

- 1 年令 { _____ 才 }
- 2 犯罪名 (いくつもあるときは主要なものを一つ書いて下さい)
刑法犯 { _____ } ・ 特別法犯 { _____ }
(起訴された事実は同種のもの _____ 個,
異種のもの _____ 個)
- 3 懲役か禁錮か { a : 懲役, b : 禁錮 }
- 4 刑期 { _____ 年 _____ 月 }
- 5 入所後の期間 { _____ 年 _____ 月 }
(a : 分類中, b : 分類済)
- 6 残りの期間 { _____ 年 _____ 月 }
- 7 犯罪の動機 (二つ以上に○印をつけても結構です)
a 利欲, b 賭博, c 怒り・怨恨, d 家族関係,
e 偶然, f 酒酔い, g 愛情関係, h その他 _____。
- 8 あなたの犯罪に対する感想 (二つ以上に○印をつけても結構です)
a 被害者に対して申し分ないことをした。
b 法律で禁止されていることをしたのが悪い。
c 親(又は子供)や兄弟に申し訳ない。
d 世間や同僚の人に恥かしい。
e 神仏にそむいたことが悪い。
f 悪いことをするつもりでなしにそうなつてしまった。
g 家庭の平和や自分の将来のためにやむをえなかつた。
- 9 裁判についての全体的印象
a { (i) 公正に行なわれた。
(ii) 公正に行なわれなかつた。 }
b { (i) 人権は尊重された。
(ii) 人権は尊重されなかつた。 }

II 事実の認定について

- 1 一審裁判所はどこですか
{ a 東京, b 東京八王子, c 横浜, d 千葉 }
{ e 浦和, f その他 _____。 }
- 2 あなたの受けた刑事裁判において事実の認定は正当であつたと思ひますか
{ a 全部正しい, b 一部誤つている, c 大部分誤つている }
{ d 全部誤つている, e 不明 }
- 3 自白について
a 黙秘権は知っていますか
{ (i) はい, (ii) いいえ }
{ b (i) 自白した, (ii) 全部, (iii) 一部 }
{ (iv) 自白しない }
- c 自白した者について、その場所は何日?
{ (i) 警察署, (ii) 即時, (iii) _____ 日目。 }
{ (iv) 検察庁, (v) _____ 日目。 }
{ (vi) 裁判所 }
- d 自白の原因
{ (i) 改心。
(ii) 刑が軽くなつたと思つた。
(iii) 被害者に申訳ないから。
(iv) 証拠をつきつけられたから。
(v) 親兄弟に悪いと思つたから。
(vi) 共犯者が自白しているといふので。
(vii) 余罪についても進んで自白した。 }

III 刑の量定について

- 1 量刑について
{ a 重すぎる, b 相当, c 軽い, d 不明 }
- 2 上記1で a、c と答えた人は答えて下さい
自分では { a 懲役 _____ 年ぐらいが相当と考える。
b 禁錮 _____ 年ぐらいが相当と考える。
c 執行猶予でもよいと思う。 }
- 3 量刑と犯行時または判決時の生理関係
{ a 生理中, b 生理の直前, c 妊娠中, d 妊娠中絶直後 }
- 4 上記3でいずれかに○印をつけた人は答えて下さい。
a 犯行時の生理関係が量刑に際して考慮されたと思う。
b 判決時の生理関係が量刑に際して考慮されたと思う。
c その主張をしたが何ら考慮されなかつた。

IV 手続の適正について

- 1 逮捕について
{ a 逮捕状による逮捕, b 現行犯, c 逮 }
{ 捕されず }
- 2 捜査官(司法警察職員、検察官)は弁解を聴いてくれたか。
{ a よく聴いてくれた, b だいたい聴いてくれた }
{ c ほとんど聴いてくれなかつた }
- 3 弁護人との接見交通について
{ 1回 _____ 分ぐらい, _____ 回 }
- 4 起訴について
a 身柄拘束のまま起訴(拘束期間 _____ 日)
(i) 保釈は認められた。
(ii) 保釈は認められず。
b 身柄拘束されずに起訴。
- 5 弁護人の選任について
a 一審では, (i) 私選 (ii) 国選 (iii) なし
b 二審では, (i) 私選 (ii) 国選
- 6 弁護人の活動について
{ a 一審での活動は, { (i) 満足, (ii) 不満足 }
b aで(ii)と答えた人はその不満足の理由は
{ (i) 面会に来てくれない
(ii) 証人の申請や反対尋問に努力しない
(iii) 起訴事実の研究不足
(iv) 弁償の努力をしない }
c 二審での活動は, { (i) 満足, (ii) 不満足 }
d cで(ii)と答えた人はその不満足の理由は
{ (i) 面会に来てくれない
(ii) 証人の申請や反対尋問に努力しない
(iii) 起訴事実の研究不十分
(iv) 弁償の努力をしない }

7 証人尋問の有無とその証人尋問について

- a { (i) 有 (ii) 無 }
- b aで(i)有と答えた人は答えて下さい
{ (i) 証人は真実をのべた
(ii) 証人は真実をのべない
(iii) 弁護人が反対尋問をした
(iv) 自分で反対尋問をした }
- c 証人の人数
{ (i) 検察側 _____ 名
(ii) 弁護側 _____ 名 }
- 8 共同被告人の有無とその供述
a { (i) 有 (ii) 無 }
- b aで(i)有と答えた人はその人数は _____ 人
- c aで(i)有と答えた人は、共同被告人は真実をのべましたか
{ (i) 共同被告人は真実をのべた。
(ii) 共同被告人は真実をのべない。
(iii) 弁護人が反対尋問をした。
(iv) 自分で反対尋問をした。 }

9 裁判所での発言について

- { a いいたいことがいえた。
b いいたいことがいえなかつた。
c 弁護人がいつてくれた。
d 弁護人がいつてくれなかつた。 }

10 上訴について

- a 控訴の有無 { (i) 控訴した { (ii) 被告人, (iii) 検察官 }
(ii) 控訴しない }
- b 控訴審での取調 { (i) 控訴審はよく調べてくれた
(ii) 控訴審はあまりよく調べてくれなかつた。 }
- c 控訴の結果 { (i) 控訴棄却, (ii) 原判決破棄 }
- d 上告の有無 { (i) 上告した { (ii) 被告人, (iii) 検察官 }
(ii) 上告しない }
- e 上告審は開かれたか { (i) 公判は開かれた
(ii) 公判は開かれず }
- f 上告の結果 { (i) 上告棄却, (ii) 原判決破棄 }

11 裁判はすみやかに進められたか

- { a 早かつた(起訴から3ヵ月以内)
b 丁度よい(" 6ヵ月 ")
c 遅い(" 1年 ")
d 遅すぎる(" 1年をこえた) }

12 判決確定後、刑の執行までの期間。

- { a 3月以内, b 6月以内, c 1年以内, d 1年をこえる }

13 出所後の予定

- a 場所 { (i) 家族のところへ帰る(ii) 保護会の世話になる
(iii) その他 _____ }
- b 仕事の予定は { (i) ある (ii) ない }

14 警察官、検察官、弁護人、裁判官に対する感想があれば書いて下さい。

アンケート補充質問

1. 一審での検察官、弁護人についてうかがいます。

- (a) 検察官は { (i) 男性 (ii) 女性 } であつた。
(b) 弁護人は { (i) 男性 (ii) 女性 } であつた。

2 1(a)で(i)男性と答えた人は次の間に答えて下さい。(ii)女性と答えた人は3について答えて下さい)

- (i) 男性なので話しにくかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(ii) 男性なのでいいかつたことを理解してもらえなかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(iii) 男性なのでかえつて起訴や求刑が軽かつたと思う。 { (a) はい (b) いいえ }

3 1(a)で(ii)女性と答えた人は次の間に答えて下さい。(i)男性と答えた人は2について答えて下さい)

- (i) 女性なので話しやすかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(ii) 女性なのでいいかつたことを理解してもらえた。 { (a) はい (b) いいえ }
(iii) 女性なのでかえつて起訴や求刑が重くなつたと思う。 { (a) はい (b) いいえ }

4 1(b)で(i)男性と答えた人は次の間に答えて下さい。(ii)女性と答えた人は5で答えて下さい)。

- (i) 男性なので話しにくかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(ii) 男性なのでいいかつたことを理解してもらえなかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(iii) 男性なので充分な弁護活動をしてもらえた。 { (a) はい (b) いいえ }

5 1(b)で(ii)女性と答えた人は次の間に答えて下さい。(i)男性と答えた人は4で答えて下さい)

- (i) 女性なので話しやすかつた。 { (a) はい (b) いいえ }
(ii) 女性なのでいいかつたことを理解してもらえた。 { (a) はい (b) いいえ }
(iii) 女性なので充分な弁護活動をしてもらえなかつた。 { (a) はい (b) いいえ }

表-1 年齢、罪種

質問 番号	施設名(調査対象者 総数) 回 答	中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率 %	49年度 女子新受 刑者 %
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
I-1	年齢20～29歳	94	92.16	27	21.77	55	26.70	30	18.40	37	30.83	18	38.30	27.20	24.4
	30～39	6	5.89	36	29.03	55	26.70	61	37.42	27	22.50	16	34.04	29.94	29.3
	40～49	1	0.98	42	33.87	64	31.07	43	26.38	35	29.17	9	19.15	27.93	29.8
	50～(カッコ内無回答)	1	0.98	19	15.32	29 (3)	14.08 (1.45)	26 (3)	15.95 (1.84)	21	17.50	4	8.51	14.27 (0.65)	16.3
2	罪名	33	32.35	48	38.71	94	45.63	46	28.22	54	45.00	20	42.55	31.92	45.6
	窃盗	0	0.00	1	0.81	3	1.46	1	0.61	0	0.00	0	0.00	19.00	7.3
	尊属殺人	2	1.96	24	19.35	39	18.93	24	14.72	23	19.17	9	19.15		
	殺人	1	0.98	1	0.81	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	同 未遂	6	5.89	1	0.81	0	0.00	1	0.61	0	0.00	0	0.00	0.56	0.6
	強盗	4	3.92	1	0.81	0	0.00	1	0.61	3	2.50	0	0.00		
	同 致死傷	4	3.92	1	0.81	4	1.94	1	0.61	0	0.00	0	0.00		
	傷害	3	2.94	1	0.81	4	1.94	1	0.61	2	1.67	1	2.13	2.10	2.4
	同致死	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	暴行	9	8.82	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	強姦	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00	0.2
	同 未遂	6	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	同 致傷	7	6.86	0	0.00	2	0.97	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	恐喝	2	1.96	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.19	0.2
	同 未遂	1	0.98	1	0.81	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	横領	2	1.96	1	0.81	0	0.00	1	0.61	1	0.83	0	0.00		
	業務上横領	4	3.92	14	11.29	17	8.25	11	6.75	15	12.50	7	14.89	10.74	11.1
	詐欺	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.83	0	0.00	0.17	—
	贓物	2	1.96	0	0.00	1	0.05	1	0.61	0	0.00	0	0.00	0.13	—
	有価証券偽造	2	1.96	7	5.65	10	4.85	7	4.29	4	3.33	3	6.38	4.90	4.1
	放火	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00	0.2
	住居侵入	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00	—
	公務執行妨害	1	0.98	2	1.61	2	0.97	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.52	2.6
	業務上過失致死傷	1	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	重過失致死傷	0	0.00	11	8.87	3	1.46	3	1.84	2	1.67	1	2.13	3.19	11.6
	売春防止法	1	0.98	6	4.84	6	2.91	15	9.20	3	2.50	5	10.64	6.02	7.7
	覚せい剤	0	0.00	3	2.42	0	0.00	2	1.23	9	7.50	0	0.00	2.23	3.4
	麻薬取締法	13	12.75	0	0.00	1	0.00	0	0.00	1	0.83	0	0.00	0.18	0.2
	道路交通法	7	6.86	6	4.84	20	9.71	3 (45)	1.84 (27.61)	2	1.67	1	2.13	4.04	1.1
	その他(無回答)														

* 49年度女子新受刑者欄の数値は、昭和50年版犯罪白書168頁Ⅱ-40表新受刑者罪名別人員の比率による。

表-2 刑種、刑期等

質問 番号	施設名(調査対象者総数) 回 答	中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率 %
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
I-3	(刑 種) 懲役	95	93.14	122	98.39	201	97.57	155	95.09	119	99.17	47	100.00	98.04
	禁錮	1	0.98	1	0.81	1	0.05	0	0.00	1	0.83	0	0.00	0.34
	不詳	6	5.89	1	0.81	4	1.94	8	4.91	0	0.00	0	0.00	1.53
4	(刑 期) ～6月	3	2.94	2	1.61	0	0.00	1	0.61	2	1.67	2	4.26	1.63
	7月～1年	6	5.89	13	10.48	13	6.31	10	6.13	17	14.17	8	17.02	10.82
	1年1月～2年	47	46.08	33	26.61	69	33.50	44	26.99	41	34.17	15	31.91	27.66
	2年1月～4年	27	26.47	48	38.71	76	36.89	67	41.10	35	29.17	20	42.55	37.68
	4年1月～7年	12	11.76	17	13.71	25	12.14	24	14.72	11	9.17	2	4.26	10.80
	7年をこえる	7	6.86	9	7.26	22	10.68	15	9.20	14	11.67	0	0.00	7.76
	無回答	0	0.00	1	0.81	1	0.05	2	1.23	0	0.00	0	0.00	0.42
5	(入所後) ～6月	86	84.31	29	23.39	58	28.16	26	15.95	35	29.17	18	38.30	26.99
	7月～1年	2	1.96	26	20.97	47	22.82	36	22.09	26	21.67	12	25.53	22.62
	1年1月～2年	9	8.82	37	29.84	49	23.79	47	28.83	34	28.33	9	19.15	25.99
	2年1月～4年	2	1.96	23	18.55	31	15.05	38	23.31	16	13.33	4	8.51	15.75
	4年1月～7年	0	0.00	5	4.03	11	5.34	7	4.29	5	4.17	1	2.13	39.92
	7年をこえる	0	0.00	1	0.81	4	1.94	1	0.61	4	3.33	0	0.00	13.38
	無回答	3	2.94	3	2.42	6	2.91	8	4.91	0	0.00	3	6.38	3.32
	a 分類中	79	77.45	8	6.45	18	8.74	15	9.20	9	7.50	1	2.13	6.80
	b 分類済	4	3.92	111	89.52	171	83.01	102	62.58	110	91.67	42	89.36	83.23
	無回答	19	18.63	5	4.03	17	8.25	46	28.22	1	0.83	4	8.51	9.97

表-3 犯罪動機

質問 番号	施設名(調査対象者総数) 回 答	中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子平均 比率 %
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
I-7	a 利欲	32	31.37	52	41.94	75	36.41	62	38.04	45	37.50	18	38.30	38.46
	b 賭博	10	9.80	7	5.65	11	5.34	4	2.45	2	1.67	1	2.13	3.45
	c 怒り、怨恨	19	18.63	12	9.68	32	15.53	18	11.04	12	10.00	2	4.26	10.10
	d 家族関係	5	4.90	24	19.35	36	17.48	37	22.70	22	18.33	9	19.15	19.40
	e 偶然	24	23.53	28	22.58	32	15.53	36	22.09	22	18.33	4	8.51	19.54
	f 酒酔い	21	20.59	10	8.06	19	9.22	4	2.45	12	10.00	7	14.89	8.92
	g 愛情関係	0	0.00	27	21.77	40	19.42	25	15.34	20	16.67	18	38.30	22.30
	h その他	21	20.59	7	5.65	9	4.37	19	11.66	16	13.33	5	10.64	9.13
	無回答	5	4.90	0	0.00	0	0.00	9	5.52	6	5.00	4	8.51	3.81

表-4 罪の意識

質問 番号	施設名(調査対象者総数) 回 答	中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (164)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率 %
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
I-8	a 被害者に申し訳ない	81	79.41	80	64.52	162	78.64	94	57.67	79	65.83	34	72.34	67.80
	b 法律で禁止されていることをした	24	23.53	30	24.19	47	22.82	53	32.52	32	26.67	13	27.66	26.77
	c 親や兄弟に申し訳ない	67	65.69	93	75.00	157	76.21	130	79.75	86	71.67	40	85.11	77.55
	d 世間や同僚に恥かしい	25	24.51	25	20.16	32	15.53	37	22.70	28	23.33	15	31.91	22.73
	e 神仏に背いたのが悪い	1	0.98	10	8.06	17	8.25	19	11.66	13	10.83	3	6.38	9.04
	f 悪いことをするつもりでなかった	21	20.59	32	25.81	44	21.36	46	28.22	43	35.83	11	23.40	26.92
	g 家庭の平和・自分の将来の為	0	0.00	11	8.87	17	8.25	6	3.68	10	8.33	6	12.77	8.38
	無回答	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.83	0	0.00	0.17

表-5 出所後の予定について

質問 番号	施設名(調査対象者総数) 回 答	中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率 %
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
Ⅳ-13	(出所後) (i)家族のところ	88	86.27	90	72.58	138	66.99	132	80.98	88	73.33	35	74.47	73.18
	(ii)保護会	5	4.90	25	20.16	51	24.76	17	10.43	18	15.00	5	10.64	17.58
	(iii)その他	8	7.84	8	6.45	12	5.83	7	4.29	12	10.00	1	2.13	6.06
	無回答	1	0.98	1	0.81	5	2.43	7	4.29	2	1.67	6	12.77	3.18
	(仕事) (i)あり	73	71.57	89	71.77	117	56.80	111	68.09	89	74.17	14	29.79	63.64
	(ii)なし	25	24.51	33	26.61	48	23.30	34	20.86	13	10.83	23	48.94	22.88
	無回答	4	3.92	2	1.61	41	19.90	18	11.05	18	15.00	10	21.28	13.48

表-7 自白について

質問 番号	回 答	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
Ⅱ-3a	黙秘権を知っている	91	89.22	99	79.84	171	83.01	130	79.75	96	80.00	31	65.96	77.71	%	
	ク 知らない	11	10.78	23	18.55	20	9.71	9	5.52	12	10.00	4	8.51	10.46		
	無回答	0	0.00	2	1.61	15	7.28	24	14.72	12	10.00	12	25.53	11.83		
3b	自白＝全部	88	86.27	107	86.29	184	89.32	136	83.44	108	90.00	40	85.11	86.83		
	一部	9	8.82	11	8.87	16	7.77	12	7.36	9	7.50	3	6.38	7.58		
	否認	4	3.92	2	1.61	3	1.46	4	2.45	1	0.83	0	0.00	1.27		
	無回答	1	0.98	4	3.23	3	1.46	11	6.75	2	1.67	4	8.51	4.32		
3c 自白の 時期、 場所	警察署 即時	97	61.86	118	89	200	105	148	117	43	29	67.44	73.73			
	後刻	33	34.02	26	22.03	36	18.00	30	20.27	26	22.22	8	18.60	20.22		
	検察庁	7	7.22	7	5.93	2	1.00	5	3.38	3	2.56	1	2.33	3.04		
	裁判所						0.50		0.68		0.00		2.33	1.04		
	無回答	2	2.06	2	1.69	1(2)	(1.00)	1(24)	(16.22)	0(4)	(3.42)	1(4)	(9.30)	(5.99)		
3d 自白の 原因	(i) 改心	45	46.39	44	37.29	105	52.50	49	33.11	44	37.61	22	51.16	42.33		
	(ii) 刑が軽くなると思った	13	13.40	21	17.80	10	5.00	11	7.43	11	9.40	3	6.98	9.32		
	(iii) 被害者に申し訳ないから	37	38.14	42	35.59	73	36.00	48	32.43	54	46.15	13	30.23	30.00		
	(iv) 証拠をつきつけられたから	11	11.34	13	11.02	12	6.00	25	16.89	22	18.80	5	11.63	12.87		
	(v) 親兄弟に悪いと思ったから	22	22.68	22	18.64	28	14.00	25	16.89	28	23.93	8	18.60	18.41		
	(vi) 共犯者が自白しているので	12	12.37	8	6.78	10	5.00	12	8.11	6	5.13	0	0.00	5.04		
	(vii) 余罪について進んで自白	18	18.56	8	6.78	23	11.50	20	13.51	12	10.26	7	16.28	11.67		
	無回答	2	2.06	1	0.85	0	0.00	8	5.41	3	2.56	0	0.00	1.76		

注 3cおよび3d欄1行目左肩*印の数は自白者の数を示すが、回答総数とは必ずしも一致しない。

表-8 第一審における事実認定と量刑

質問 番号	回 答	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
Ⅱ-2	事実認定全部正しい	42	41.18	71	57.26	107	51.94	69	42.33	72	60.00	18	38.30	49.97	%	
	一部誤っている	51	50.00	45	36.29	69	33.50	54	33.13	29	24.17	15	31.91	31.80		
	大部分 ク	7	6.86	4	3.23	5	2.43	7	4.29	8	6.67	3	6.38	4.60		
	全部 ク	0	0.00	1	0.81	10	4.85	1	0.61	1	0.83	0	0.00	1.42		
	無回答	2	1.96	3	2.42	15	7.28	32	19.63	10	8.33	11	23.40	12.21		
Ⅴ-9	裁判所での発言															
	(i) いいたいことがいえ	26	25.49	29	23.39	46	22.33	34	20.86	28	23.33	12	25.53	23.09		
	(ii) いいたいことがいえ	55	53.92	46	37.10	67	32.52	84	51.53	76	63.33	28	59.57	48.81		
	無回答	21	20.59	49	39.52	93	45.15	45	27.61	16	13.33	7	14.89	28.18		
	(iii) 弁護人がいつてくれた	34	33.33	67	54.03	97	47.09	96	58.90	72	60.00	21	44.68	52.94		
	(iv) ク もいつてくれず	30	29.41	10	8.06	12	5.83	16	9.82	30	25.00	13	27.66	15.27		
Ⅲ-1	量刑 重すぎる	48	47.06	56	45.16	68	33.01	54	33.13	53	44.17	14	29.79	37.85		
	相当	36	35.29	42	33.87	65	31.55	61	37.42	40	33.33	12	25.53	32.34		
	軽い	1	0.98	12	9.68	33	16.02	17	10.43	10	8.33	8	17.02	12.30		
	無回答	17	16.67	14	11.29	40	19.42	31	19.02	17	14.17	13	27.66	18.31		
2	懲役×年が相当	49	48.04	68	47.58	101	41.26	71	31.29	63	41.67	22	25.53	49.24		
		27	26.47	59	47.58	85	41.26	51	31.29	50	41.67	12	25.53	49.24		
	(55.10)				(86.76)		(84.16)		(71.83)		(79.37)		(54.55)			
	禁錮×年 ク	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.13	39.09		
													(4.55)			
	執行猶予でよい	21	20.57	9	7.26	15	7.28	19	11.66	13	10.83	4	8.51	9.09		
3																
	a 生理中			20	16.13	38	18.45	34	20.86	14	11.67	7	14.89			
					(35.09)		(35.51)		(45.95)		(28.00)		(30.43)			
	b 生理直前			27	21.77	45	21.84	22	13.50	21	17.50	9	19.15			
					(47.37)		(42.00)		(29.73)		(42.00)		(39.13)			
4	c 妊娠中			6	4.84	19	9.22	13	7.98	11	9.17	4	8.51			
					(10.53)		(17.76)		(17.57)		(22.00)		(17.39)			
	d 妊娠中絶直後			4	3.23	5	2.43	5	3.07	4	3.33	3	6.38			
					(7.02)		(4.67)		(6.76)		(8.00)		(13.04)			
4	a 量刑に考慮された			20	16.13	30	14.56	18	11.04	5	4.17	4	8.51	11.67		
					(35.09)		(28.04)		(24.32)		(10.00)		(17.39)	(24.76)		
	b ク 考慮されず			21	16.94	45	21.84	27	16.56	18	15.00	5	10.64	17.58		
					(36.84)		(42.06)		(36.49)		(36.00)		(21.74)	(37.30)		
無回答				16	12.90	32	15.53	29	17.79	27	22.50	14	29.79	17.88		
					(28.07)		(29.91)		(39.19)		(54.00)		(60.87)	(31.94)		

注 1. *印欄の数は実回答数と全体に対する比率
2. パーセンテージ実数は全体比、カッコ内数値は実回答内数比を示す。

表-9 第一審での証人および共同被告人の証言

質問 番号	回 答	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
7 a	証人尋問 (i)有	67	65.69	81	65.32	132	64.08	92	56.44	69	57.50	18	38.30	54.85	%	
	(ii)無	34	33.33	22	17.74	41	19.90	40	24.54	34	28.33	15	31.91	23.03		
	無回答	1	0.98	21	16.94	33	16.02	31	19.02	17	14.17	14	29.79	17.58		
b	a-(i)	67		81		132		92		69		18				
	(i)証人は真実をのべた	51	76.12	57	70.37	94	71.21	73	79.35	54	78.26	10	55.56	73.47		
	(ii) ク 真実をのべない	12	17.91	13	16.05	19	14.39	15	16.30	13	18.84	3	16.67	16.07		
	無回答	4	5.97	11	13.58	19	14.39	4	4.35	2	2.90	5	27.78	10.46		
	(iii)弁護人が反対尋問	15	22.35	18	22.22	10	7.58	43	46.74	37	53.62	1	5.56	27.80		
	(iv)自分でク	7	10.45	3	3.70	13	9.85	4	4.35	3	4.35	0	0.00	5.87		
	無回答	46	68.66	61	75.31	109	82.58	45	48.91	29	42.03	17	94.44	66.58		
c	証人数 (検) 0	39	58.21	46	56.79	56	42.42	35	38.04	26	37.68	5	27.78			
	1,2名	20	29.85	24	29.63	45	34.09	30	32.61	28	40.58	5	27.78			
	3名以上	2	2.99	11	13.58	18	13.64	9	28.13	2	2.90	4	22.22			
	無回答	6	8.96	0	0.00	12	9.09	18	56.25	13	18.84	4	22.22			
	(弁) 0	0	0.00	12	14.81	13	9.85	1	1.09	3	4.35	3	16.67			
	1,2名	55	82.09	68	83.95	75	56.82	54	58.70	46	66.67	7	38.89			
	3名以上	6	8.96	11	13.58	32	24.24	19	20.65	7	10.14	4	22.22			
	無回答	6	8.96	0	0.00	12	9.09	18	19.57	13	18.84	4	22.22			
8 a	共同被告人 (i)有	46	45.10	25	20.16	33	16.02									
	(ii)無	50	49.02	71	57.26	92	44.66									
	無回答	6	5.88	28	22.58	81	39.32									
b	人数	46		25		33										
	1,2名	26	56.52	14	56.00	13	39.39									
	3名以上	18	39.13	7	28.00	13	39.39									
	無回答	2	4.35	4	16.00	7	21.22									
8 c	共同被告人の証言(i)真実を述べた	46		25		33										
	(ii)真実をのべず	12	26.09	7	28.00	10	30.30									
	無回答	3	6.52	3	12.00	4	12.12									
	(iii)弁護人が反対尋問	8	17.39	3	12.00	4	12.12									
	(iv)自分で ク	3	6.52	1	4.00	0	0.00									
	無回答	33	71.74	21	84.00	29	87.88									

表-13 男女別検察官、弁護人に対する感想

質問 番号	施設名(調査対象者総数)		全国総数		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		平 均
	回	答													
14	検察官	男性	1,185	98.42	120	96.77	200	97.09	160	98.16	117	97.50	46	97.87	97.42
		女性	19	1.58	3	2.42	3	1.46	2	1.23	2	1.67	0	0.00	1.52
		無回答	0	0.00	1	0.81	3	1.46	1	0.61	1	0.83	1	2.13	1.06
	弁護人	男性	10,156	96.91	124	100.00	191	92.72	152	93.25	115	95.83	44	93.62	94.85
		女性	324	3.09	0	0.00	8	3.88	6	3.68	3	2.50	2	4.26	2.88
		無回答	0	0.00	0	0.00	7	3.40	5	3.07	2	1.67	1	2.13	2.27
15	検察官	男性なので話しにくい(i)はい			120	36.00	200	53.00	160	41.00	117	39.32	46	12.00	29.24
		(ii)いいえ			73	60.83	112	56.00	88	55.00	56	47.86	26	56.52	55.21
		無回答			11	9.17	35	17.50	31	19.37	15	12.82	8	17.39	15.55
		男性なので理解されず(i)はい			43	35.83	78	39.00	43	26.88	46	39.32	14	30.43	34.84
		(ii)いいえ			62	51.67	83	41.50	75	46.88	45	38.46	17	36.96	43.86
		無回答			15	12.50	39	19.50	42	26.24	26	22.22	15	32.61	21.31
		男性なので起訴求刑軽い(i)はい			22	18.33	40	20.00	14	8.75	23	19.66	8	17.39	16.64
		(ii)いいえ			81	67.50	106	53.00	86	53.75	69	58.97	16	34.78	55.68
		無回答			17	14.17	54	27.00	60	37.50	25	21.37	22	47.83	27.68
		女性なので話しやすかつた(i)はい			0	0.00	0	0.00	2	100.00	1	50.00	0	0.00	30.00
		(ii)いいえ			2	66.67	0	0.00	0	0.00	1	50.00	0	0.00	30.00
		無回答			1	33.33	3	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	40.00
16		女性なので理解してもらえた(i)はい			0	0.00	0	0.00	2	100.00	0	0.00	0	0.00	20.00
		(ii)いいえ			2	66.67	0	0.00	0	0.00	2	100.00	0	0.00	40.00
		無回答			1	33.33	3	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	40.00
		女性なので起訴求刑重い(i)はい			2	66.67	1	33.33	1	50.00	1	50.00	0	0.00	50.00
		(ii)いいえ			1	33.33	0	0.00	1	50.00	1	50.00	0	0.00	30.00
		無回答			0	0.00	2	66.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	20.00
17	弁護人	男性なので話しにくい(i)はい			124	36.00	191	60.00	152	35.00	115	32.00	44	7.00	27.16
		(ii)いいえ			74	59.68	96	50.26	90	59.21	58	50.43	24	54.55	54.63
		無回答			14	11.29	35	18.32	27	17.76	25	21.74	13	29.55	18.21
		男性なので理解されず(i)はい			34	27.42	54	28.27	39	25.66	40	34.78	13	29.55	28.75
		(ii)いいえ			65	52.42	87	45.55	82	53.95	50	43.48	18	40.91	37.86
		無回答			25	20.16	50	26.18	31	20.39	25	21.74	13	29.55	23.00
		男性なので充分な活動(i)はい			49	39.52	92	48.17	57	37.50	38	33.04	14	31.82	39.94
		(ii)いいえ			48	38.71	50	26.18	53	34.87	45	39.13	18	40.91	34.19
		無回答			27	21.77	49	25.65	42	27.63	32	27.83	12	27.27	25.88
		女性なので話しやすい(i)はい			0	0.00	8	100.00	4	66.67	3	100.00	1	50.00	84.21
		(ii)いいえ			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	50.00	5.26
		無回答			0	0.00	0	0.00	2	33.33	0	0.00	0	0.00	10.53
18		女性なので理解された(i)はい			0	0.00	5	62.50	5	83.33	3	100.00	0	0.00	68.42
		(ii)いいえ			0	0.00	2	25.00	0	0.00	0	0.00	2	100.00	21.05
		無回答			0	0.00	1	12.50	1	16.67	0	0.00	0	0.00	10.53
		女性なので活動不十分(i)はい			0	0.00	2	25.00	1	16.67	1	33.33	1	50.00	26.32
		(ii)いいえ			0	0.00	5	62.50	3	50.00	2	66.67	1	50.00	57.89
		無回答			0	0.00	1	12.50	2	33.33	0	0.00	0	0.00	15.79

表-14 訴訟関係人に対する感想

質問 番号	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
	回	答													
Ⅳ-18	感想	あり	47人	46.08%	53人	42.74%	27人	13.11%	47人	28.83%	33人	27.50%	9人	19.15%	25.61%
		なし	55	53.92	71	57.26	179	86.89	116	71.17	87	72.50	38	80.85	74.39

表-15 新受刑者の年齢層別・性別人員の比率

(昭和45年～49年)

年 齢		45 年	46 年	47 年	48 年	49 年
総 数	実 数	25,890	27,197	28,423	26,266	25,728
	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	20 歳 未 満	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7 (170)
	20歳～29歳	49.7	49.3	46.9	45.3	42.1 (10,831)
	30歳～39歳	31.4	31.5	33.1	33.4	34.6 (8,907)
	40歳～49歳	12.7	13.2	13.9	15.1	16.7 (4,308)
	50 歳 以 上	4.9	5.0	5.3	5.5	5.9 (1,512)
男	実 数	25,322	26,684	27,855	25,717	25,261
	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	20 歳 未 満	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7 (169)
	20歳～29歳	50.3	49.8	47.5	45.7	42.4 (10,717)
	30歳～39歳	31.3	31.5	33.0	33.5	34.7 (8,770)
	40歳～49歳	12.3	12.9	13.6	14.8	16.5 (4,169)
	50 歳 以 上	4.7	4.8	5.0	5.2	5.7 (1,436)
女	実 数	568	513	568	549	467
	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	20 歳 未 満	0.2	0.2	0.4	0	0.2 (1)
	20歳～29歳	22.4	23.6	20.2	27.0	24.4 (114)
	30歳～39歳	34.9	32.9	34.2	29.7	29.3 (137)
	40歳～49歳	28.9	27.7	29.0	27.0	29.8 (139)
	50 歳 以 上	13.7	15.6	16.2	16.4	16.3 (76)
総数に対する女子の割合		2.2	1.9	2.0	2.1	1.8

注 昭和50年版犯罪白書164頁Ⅱ-36表による。49年欄()内は実数である。

表-16 新受刑者の知能指数段階別人員と比率

(昭和49年)

知 能 指 数	実 数			構 成 比		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
総 数	25,728	25,261	467	100.0	100.0	100.0
59 以 下	1,892	1,813	79	7.4	7.2	16.9
60 ～ 69	2,652	2,575	77	10.3	10.2	16.5
70 ～ 79	4,023	3,942	81	15.6	15.6	17.3
80 ～ 89	6,051	5,980	71	23.5	23.7	15.2
90 ～ 99	4,772	4,733	39	18.5	18.7	8.4
100 ～ 109	2,486	2,473	13	9.7	9.8	2.8
110 ～ 119	794	791	3	3.1	3.1	0.6
120 以 上	152	152	—	0.6	0.6	0
不 詳	2,906	2,802	104	11.3	11.1	22.3

注 昭和50年版犯罪白書177頁、Ⅱ-50表による。

表-10 上訴手続と結果

質問 番号	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
	回	答													
V-10a	被告人控訴 検察官 控訴せず 無回答 (取下げ)		23	22.55	19	15.32	31	15.05	41	25.15	19	15.83	3	6.38	17.12
			1	0.98	4	3.23	4	1.94	5	3.07	3	2.50	1	2.13	2.58
			77	75.49	100	80.65	167	81.07	117	71.78	98	81.67	43	91.49	79.55
			1 (3)	0.98 (2.94)	1	0.81	1	0.49	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.30
	b 取調 (i)充分 (ii)不充分 無回答		24		23		35		46		22		4		19.70
			5	20.83	4	17.39	10	28.57	16	34.78	11	50.00	2	50.00	
			13	54.17	13	56.52	19	54.29	26	56.52	6	27.27	1	25.00	
	c 結果 (i)控訴棄却 (ii)原判決破棄 無回答		6	25.00	6	26.09	6	17.14	4	8.70	5	22.73	1	25.00	
			14	58.33	17	73.91	22	62.86	27	58.70	13	59.09	1	25.00	61.54
			4	16.67	1	4.35	9	25.71	12	26.09	6	27.27	2	50.00	23.08
			1	4.17	5	21.74	4	11.43	7	15.22	3	13.64	1	25.00	15.38
d	被告人上告 検察官上告 上告せず 無回答		24		23		35		46		22		4		
			6	5.88 (25.00)	9	7.26 (39.13)	16	7.77 (45.71)	21	12.88 (45.65)	8	6.67 (36.36)	0	8.51 (0.00)	19.70 (41.54)
			0	0.00	3	2.42 (13.04)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
			12	11.76 (50.00)	11	8.87 (47.83)	19	9.22 (54.29)	25	15.34 (54.35)	14	11.67 (63.64)	4	8.51 (100.00)	11.06 (56.15)
	e 公判 (i)開かれた (ii)開かれず 無回答		6	5.88 (25.00)	1	0.08 (4.35)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
			3	50.00	5	41.67	10	62.50	6	28.57	1	12.50	0	0.00	38.60
			3	50.00	7	58.33	4	25.00	14	66.67	6	75.00	0	0.00	54.39
			0	0.00	0	0.00	2	12.50	1	4.76	1	12.50	0	0.00	7.02
	f 結果 (i)上告棄却 (ii)原判決破棄 無回答		4	66.67	9	75.00	13	81.25	18	85.71	7	87.50	0	0.00	82.46
			2	33.33	0	0.00	2	12.50	1	4.76	1	12.50	0	0.00	7.02
			0	0.00	3	25.00	1	6.25	2	9.53	0	0.00	0	0.00	10.53

表-11 公判手続の適正、迅速性等

質問 番号	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
	回	答													
I-9	公正に行なわれた 公正に行なわれなかった 無回答 人権は尊重された 人権は尊重されなかった 無回答		69人	67.65%	101人	81.45%	156人	75.73%	125人	76.69%	93人	77.50%	30人	63.83%	76.52%
			29	28.43	20	16.13	33	16.02	27	16.56	22	18.33	5	10.64	16.21
			4	3.92	3	2.42	17	8.25	11	6.75	5	4.17	12	25.53	7.27
			56	54.90	91	73.39	148	71.84	93	57.06	90	75.00	23	48.94	67.42
			30	29.41	23	18.55	32	15.53	24	14.72	15	12.50	5	10.64	15.00
			16	15.69	10	8.06	26	12.62	46	28.22	15	12.50	19	40.43	17.58
IV-11	(迅速な裁判) a 早かった (起訴後3ヵ月以内に判決) b 丁度よい (〃 6月以内) c 遅い (〃 1年以内) d 遅すぎる (〃 1年を超える) 無回答		56	54.90	62	50.00	98	47.57	77	47.24	82	68.33	28	59.57	52.58
			20	19.61	24	19.35	53	25.73	47	28.83	17	14.17	9	19.15	22.73
			18	17.65	11	8.87	23	11.17	18	11.04	10	8.33	1	2.13	9.55
			4	3.92	12	9.68	16	7.77	10	6.13	6	5.00	2	4.26	6.97
			4	3.92	15	12.10	16	7.77	11	6.75	5	4.17	7	14.89	8.18
12	(執行まで) a 3月以内 b 6月 〃 c 1年 〃 d 1年をこえる 無回答		95	93.14	94	75.81	133	64.56	108	66.26	93	77.50	23	48.94	68.33
			1	0.98	11	8.87	10	4.85	14	8.59	1	0.83	4	8.51	6.06
			6	5.88	3	2.42	4	1.94	7	4.29	1	0.83	4	8.51	2.88
			0	0.00	7	5.65	12	5.83	13	7.98	1	0.83	1	2.13	5.15
			5	4.90	9	7.26	45	21.84	21	12.88	24	20.00	15	31.91	17.27

表-12 弁護人について

質問 番号	施設名(調査対象者総数)		中野 (102)		笠松 (124)		栃木 (206)		和歌山 (163)		麓 (120)		札幌 (47)		女子の 平均比率
Ⅳ-5	弁護人 (一審)	私選	48	47.06	65	52.42	87	42.23	99	60.74	56	46.67	15	31.91	46.79
		国選	50	49.02	55	44.35	118	57.28	57	34.97	62	51.67	29	61.70	48.64
		無回答	4	3.92	4	3.23	11	5.34	7	4.29	2	1.67	3	6.38	4.70
	(二審)	私選	24	(23.53)	23	(18.55)	35	(16.99)	46	(28.22)	22	(18.33)	4	(8.51)	(15.61)
		国選	14	58.33	20	86.96	26	74.29	37	80.43	16	72.73	4	100.00	79.23
		無回答	6	25.00	3	13.04	7	20.00	8	17.39	5	22.73	0	0.00	17.69
		無回答	4	16.67	0	0.00	2	5.71	1	2.18	1	4.54	0	0.00	3.08
Ⅳ-6a	弁護人の活動 (一審)	満足	42	41.18	66	53.23	125	60.68	92	56.44	57	47.5	24	51.06	55.15
		不満足	59	57.84	52	41.94	64	31.07	56	34.36	59	49.17	15	31.91	37.27
		無回答	1	0.98	6	4.84	17	8.25	15	9.20	4	3.33	8	17.02	7.58
6-b	不満足の理由 (i)面会に来ない (ii)証人申請、反対尋問せず (iii)起訴事実の研究不足 (iv)弁償の努力せず		59		52		64		56		59		15		
			22	37.29	17	32.69	13	20.31	9	16.07	8	13.56	3	20.00	37.27
			31	52.54	13	25.00	27	42.19	27	48.21	24	40.68	11	73.33	41.46
			40	67.80	22	42.31	27	42.19	27	48.21	29	49.15	3	20.00	43.90
			10	16.95	9	17.31	7	10.94	5	8.93	4	6.78	0	0.00	10.14
c	二審での活動	満足	24		23		35		46		22		4		
		不満足	13	54.17	12	52.17	8	22.86	19	41.30	7	31.82	0	0.00	35.38
		無回答	4	16.66	1	4.35	2	5.71	5	10.87	2	9.09	0	0.00	7.69
d	不満足の理由 (i)面会に来ない (ii)証人申請、反対尋問せず (iii)起訴事実の研究不足 (iv)弁償の努力せず		13		12		8		19		7				
			3	23.08	1	8.33	0	0.00	3	15.79	1	14.29	0	0.00	10.87
			10	76.92	6	50.00	3	37.50	6	31.58	4	57.14	0	0.00	41.30
			7	53.85	4	33.33	5	62.50	9	47.37	6	85.71	0	0.00	52.17
	1	7.69	2	16.66	1	12.50	3	15.79	1	14.29	0	0.00	15.22		
Ⅳ-3	接見, 時間 <														